

（巻込防止装置）

第16条 昭和55年10月31日以前に製作された自動車については、保安基準第18条の2第1項及び第2項の規定並びに細目告示第23条、第101条及び第179条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 貨物の運送の用に供する普通自動車（次項の自動車を除く。）及び車両総重量が8トン以上の普通自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車及び次項の自動車を除く。）の両側面には、次の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造の自動車にあっては、この限りでない。

イ 巻込防止装置は、堅ろうで、かつ、歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造であること。

ロ 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上600ミリメートル以下となるよう取り付けられていること。

ハ 巻込防止装置は、その平面部前端と前車輪との間隔及びその平面部後端と後車輪との間隔が400ミリメートル以下となるよう取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部の前端が補助脚より前方となるよう取り付けられていること。

ニ 巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になるよう取り付けられていること。

ホ 巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

2 昭和48年11月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものについては、保安基準第18条の2第1項及び第2項の規定並びに細目告示第23条、第101条及び第179条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車の両側面は、歩行者が当該自動車の後輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造でなければならない。

二 前号の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車の両側面は、同号の基準に適合しなければならない。

3 昭和48年11月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものを除く。）については、保安基準第18の2及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和54年運輸省令第8号）附則第4項、細目告示第23条、第101条及び第179条並びに第1項の規定は、適用しない。